

令和 3 年 度

学校基本調査の手引

— 学 校 調 査 —

— 卒業後の状況調査 —

(学 校 用)

高 等 学 校



文部科学省

本年度調査の変更点

学校調査票（高等学校）

- ◆「14『13』の本務者のうち休職等教員数（再掲）」の休職等理由区分に「介護休業」を追加するとともに、休職者等の男女別の人数を把握するため、「男女別」を追加する。

学校通信教育調査票（高等学校）

- ◆「11『10』の本務者のうち休職等教員数（再掲）」の休職等理由区分に「介護休業」を追加するとともに、休職者等の男女別の人数を把握するため、「男女別」を追加する。

学校基本調査に関する情報は文部科学省ホームページ（<https://www.mext.go.jp>）で御覧いただけます。

文部科学省トップページ>「白書・統計・出版物」>「統計情報」>「学校基本調査」

◆調査結果の公表について

8月下旬・・・速報

12月下旬・・・確報

上記学校基本調査のページの「結果の概要」及び「年次統計・統計表一覧」で閲覧できます。

◆手引・調査票等のダウンロード

上記学校基本調査のページの「令和3年度学校基本調査について」で閲覧できます。

◆調査項目の定義に関する参考資料（よくある質問）

上記学校基本調査のページで「質疑応答集（初等中等教育機関、専修学校・各種学校編）」を閲覧できます。

- ◆この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。この調査の対象である学校や法人等のみなさまには、統計法に基づく報告義務があり、虚偽報告については罰則があります。
- ◆この調査の実施に当たって、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや、関係者の方々に質問を行うことがあります。

目 次

1	学校基本調査の概要	2
2	調査票の配布	2
3	調査票の提出	3
4	調査票の作成要領	4
	(1) 共通事項	4
	(2) 「学校調査票（高等学校）」の作成	5
	(3) 「学校通信教育調査票（高等学校）」の作成	13
	(4) 「卒業後の状況調査票（高等学校 全日制・定時制）」の作成	19
	(5) 「卒業後の状況調査票（高等学校 通信制）」の作成	23
5	オンライン調査システムの使用手引（学校用）	38
	(1) 利用環境	38
	(2) オンライン調査システムの使用手引	38
	ログインの方法	38
	電子調査票の取得	41
	回答の送信	42
	参考1 パスワードの変更方法	44
	参考2 回答内容の一時保存	47
	参考3 回答の修正	48
	参考4 回答一覧の印刷	49
	(3) Q&A（よくあるお問い合わせ）	51

調査票様式

学科コード表

問合せ先

1 学校基本調査の概要

○学校基本調査は、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校等、全国すべての学校を対象とし、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とした基幹統計調査であり、昭和23年から文部科学省が毎年実施しています。

○基幹統計とは、国勢調査等、国の行政機関が実施する重要な調査で、統計法（平成19年法律第53号）により定められています。

○調査の結果は次のように利用されています。

1. 教育行政上、必要な法規の作成のための国会・議会等の参考資料及び当面の教育諸問題の検討、学校の設置・廃止等具体的な教育行政施策の検討・策定のための基礎資料
2. 国から地方公共団体に交付する地方交付税の算定及び教職員の給与、その他教育上必要な諸経費、補助金等の算定のための基礎数値
3. その他、一般の行政資料及び民間企業等における資料

○全国の学校の概況がこの調査によって把握され、まとめられた結果は「学校基本統計（学校基本調査報告書）」等の刊行物やインターネット上で文部科学省総合教育政策局調査企画課が公表します。

○調査票は原則として「統計の作成」以外には使用しません。文部科学省及び都道府県の関係職員が調査票を一般に閲覧させることはありません。

2 調査票の配布

（1）オンライン調査システムによる回答の場合

調査の手引、調査対象者ID等回答に必要な書類が「調査書類の配布系統」に従って配布されますので、配布されたID等を用いてオンライン調査システムにログイン後、「電子調査票」をダウンロードしてください。詳しい使用方法については、38ページ以降を参照ください。

（調査書類の配布系統）

【国立の学校】	文部科学省 → 大学本部事務局 → 各附属学校
【公立・私立の学校】	都道府県 → 各公立・私立学校

なお、本手引は文部科学省のホームページからもダウンロードすることができます。

文部科学省トップページ (<https://www.mext.go.jp>) → 「白書・統計・出版物」 → 「統計情報」 → 「学校基本調査」 → 「令和3年度学校基本調査について」

（2）紙の調査票による回答の場合

① 国立学校の場合

大学又は学部附属する学校の学校調査票、卒業後の状況調査票は、要望に応じて文部科学省から大学本部事務局に配布します。

② 公立・私立学校の場合

都道府県から要望に応じて、配布します。

3 調査票の提出

(1) オンライン調査システムによる回答の場合

① 国立学校の場合

「電子調査票」に調査データを入力し、回答データの送信をもって調査票の提出となります。

提出すべき調査票の種類、提出期日等一覧表

報告すべき調査票の種類	報告者	調査期日	作成単位	提出期限
学校調査票(高等学校)	校長	5月1日	本校分校別	6月30日
卒業後の状況調査票 (高等学校 全日制・定時制)	校長	5月1日	本校分校別	6月30日

② 公立・私立学校の場合

「電子調査票」に調査データを入力し、回答データの送信をもって調査票の提出となります。

提出すべき調査票の種類、提出期日等一覧表

報告すべき調査票の種類	報告者	調査期日	作成単位	提出期限
学校調査票(高等学校) ※2 学校通信教育調査票 ※3	校長	5月1日	本校分校別	月 日
卒業後の状況調査票 (高等学校 全日制・定時制、通信制)	校長	5月1日	本校分校別	月 日

※1 提出期日は都道府県知事が定めます。

※2 通信制課程のみを置く高等学校は「学校調査票」を提出する必要はありません。

※3 通信制課程を置かない高等学校は「学校通信教育調査票」を提出する必要はありません。

(2) 紙の調査票による回答の場合

「(1) オンライン調査システムによる回答の場合」の「提出すべき調査票の種類、提出期日等一覧表」のとおり提出してください。

① 国立学校の場合

大学本部事務局と連絡を取り、文部科学省総合教育政策局調査企画課学校基本調査係宛て各1部を提出してください。また、文部科学省への提出と同時に当該学校の所在する都道府県の知事部局統計主管課へ各1部送付してください。調査票の提出及び調査に関し疑義が生じた場合は、文部科学省総合教育政策局調査企画課学校基本調査係に連絡してください。(電話 03-5253-4111 内線 2264・2265)

② 公立・私立学校の場合

学校の長は、直接、都道府県の調査担当部局に、各調査票3部を提出してください。なお、都道府県によっては、調査票の配布、収集の系統を変更している場合があるので、提出方法は、都道府県又は市区町村の指示に従ってください。

(3) 廃校になった学校の場合

令和2年5月2日から令和3年5月1日までの間に廃校になった学校は、調査票の提出が必要となります。提出が必要となる調査票は、学校調査票・学校通信教育調査票・卒業後の状況調査票です。

※学校施設調査票は提出不要です。

4 調査票の作成要領

(1) 共通事項

各調査票の作成にあたっては、以下にしたがって回答してください。

○都道府県番号

「都道府県番号」欄は、次の「都道府県番号一覧表」より回答してください。

都道府県番号一覧表

番号	県 名	番号	県 名	番号	県 名	番号	県 名	番号	県 名	番号	県 名	番号	県 名
01	北海道	08	茨 城	15	新 潟	22	静 岡	29	奈 良	36	徳 島	43	熊 本
02	青 森	09	栃 木	16	富 山	23	愛 知	30	和歌山	37	香 川	44	大 分
03	岩 手	10	群 馬	17	石 川	24	三 重	31	鳥 取	38	愛 媛	45	宮 崎
04	宮 城	11	埼 玉	18	福 井	25	滋 賀	32	島 根	39	高 知	46	鹿児島
05	秋 田	12	千 葉	19	山 梨	26	京 都	33	岡 山	40	福 岡	47	沖 縄
06	山 形	13	東 京	20	長 野	27	大 阪	34	広 島	41	佐 賀		
07	福 島	14	神奈川	21	岐 阜	28	兵 庫	35	山 口	42	長 崎		

○学校調査番号

「学校調査番号」欄は、都道府県から通知された「学校調査番号」を入力します。例えば、4番の場合は、「0004」、24番の場合は「0024」、124番の場合は「0124」とします。特別に番号変更の通知がない場合は、前年度と同番号です。

(2) 「学校調査票（高等学校）」の作成

「都道府県番号」、「学校調査番号」の回答については、4 ページを参照してください。また、以下の各調査事項の説明により正確に回答してください。通信制課程のある高等学校については、13 ページ以降も御覧ください。

○設置者別（項目 3）

1. 該当する番号を回答します。公立大学法人立の学校は、以下にしたがって回答してください。
 - ①都道府県が設置する公立大学法人 ⇒ 都道府県立の番号を回答。
 - ②市区町村が設置する公立大学法人 ⇒ 市区町村立の番号を回答。

○本校分校別（項目 4）

1. 該当する番号を回答します。廃校の場合は以下にしたがって回答ください。
 - ①電子調査票の場合は、メモ欄に「廃校」とその「年月日」を入力して提出してください。
 - ②紙調査票での提出の場合は「本校分校別」欄を「3」にし、欄外の余白に「廃校」とその「年月日」を回答して提出してください。

○課程別（項目 5）

1. 本校・分校ごとに、それぞれの該当する課程の番号を回答してください。
 - (例) 本校が併置校で、分校が定時制の場合は、本校の調査票は「併置」の番号「3」を回答し、分校の調査票は「定時制」の番号「2」を回答します。
2. 「併置」とは、全日制と定時制の両方の課程を設置している学校をいいます。この項目における「併置」とは、通信制との併置という意味ではありません。
 - (例) 全日制又は定時制に通信制の課程が設置されている場合は「併置」ではありません。全日制と通信制の課程を設置している学校は「併置」とせず、「全日制」の番号「1」を回答し、定時制と通信制の課程を設置している学校は「定時制」の番号「2」を回答してください。

○定時制（本科）の昼夜別（項目 6）

1. この欄は、定時制課程のある学校（「5 課程別」で定時制又は併置を回答した学校）が回答します。昼と夜の課程を併置している学校は「昼夜併置」の番号「3」を回答してください。5 月 1 日現在、昼又は夜に授業を行っていても、年間計画として昼夜にわたり授業を行う学校は「昼夜」の番号「4」を回答してください。

○中高一貫教育の実施形態（項目 7） **中高一貫教育を行う学校のみ**

1. 該当する項の番号を、回答します。
2. 正規の手続を行った学校のみが該当します。実態として中高一貫教育を行っていても、正規の手続を経ていない学校は回答の必要はありませんので、注意してください。

「併設型」：学校教育法第 71 条の規定により、高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する形態。

「連携型」：学校教育法施行規則第 75 条及び第 87 条の規定により、簡便な高等学校入学者選抜を行い、同一又は異なる設置者による中学校と高等学校を接続する形態。

○学科別（本科）（項目 8）

1. 本科について、該当する学科を回答してください。なお、紙の調査票による回答の場合は、該当する学科の欄にすべて「1」を回答します。列記されている学科以外の学科を設置している場合は「その他」に「1」を回答してください。

○学級数（ホームルーム数、公立の本科のみ）（項目 9） 公立のみ

1. この欄には、5月1日現在、教科外活動としてのホームルーム活動を行うために編制されている学級の数、全日制、定時制の別に回答してください。

○入学定員（本年度の本科の募集定員）（項目 10）

1. 認可を受け、又は届出をした入学定員を回答してください。ただし、令和3年度において生徒募集を行っていない課程は回答しません。
2. 単位制による課程の聴講生として特定の科目を履修する者（以下「科目履修生」という。）は含めません。

○入学者募集停止の課程（項目 11）

1. この欄には、正規に廃止の手続きが取られていないが、令和3年度において生徒募集を行っていない課程があった場合に回答します。
→（例）定時制課程のみ有する学校で生徒募集を行っていない場合又は併置校で定時制課程のみ生徒募集を行っていない場合は「定時制課程」の番号「2」を回答し、また、併置校で全日制・定時制両課程とも生徒募集を行っていない場合は「全定両課程」の番号「3」を回答します。

○在籍生徒のいない課程（項目 12）

1. この欄には、正規に廃止の手続きがとられていないが、5月1日現在在籍生徒のいない課程があった場合に回答してください。
→（例）定時制課程のみ有する学校で在籍生徒のいない場合又は併置校で定時制課程のみ在籍生徒のいない場合は「定時制課程」の番号「2」を回答し、また、併置校で全日制・定時制両課程とも在籍生徒がいない場合は「全定両課程」の番号「3」を回答します。

○教員数（項目 13）

1. 本務・兼務の区別は、原則として辞令面によります。なお、学校が直接雇用しない、委託契約企業から派遣されている者等は回答しません。
2. 辞令面ではっきりしない場合は、以下にしたがって回答します。
 - ①俸給（給料又はこれらに相当するものを含む）を支給されている学校を本務とし、それ以外は兼務とします。2校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方を本務とします。
 - ②俸給が同額又は一括支給されている場合は、授業時数の多い方を本務とします。
 - ③本校と分校の両方に勤務する教員は、主として勤務する方にのみ回答します。はっきりしない場合は、本校の調査票に回答してください。
3. 本務者には休職者、産休者及び育児・介護休業者並びに産休代替者及び育児・介護休業代替者（以下休職者等という）を含めますが、兼務者には含めません。
4. 会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム）は非常勤とみなします。
5. 非常勤の講師は勤務時間の長さによらず、兼務者として扱います。
6. 公立学校において、再任用制度により採用された教員は、常時勤務する教員については本務とし、短時間勤務する教員については兼務とします。
7. 都道府県立学校又は市町村立定時制高等学校で、給与を市町村から支給されている教員もこの欄に含めます。
8. 併置校で、全日制と定時制の両方に勤務する本務教員は、主として勤務する方に回答し、はっきりしない場合は、「全日制」欄に回答します。また、併置校の校長は「全日制」欄に回答します。
9. 通信制課程の本務及び兼務教員のうち、全日制・定時制の課程において発令のない教員は含めません。（この教員数は、「学校通信教育調査票」の方に回答します。）

本務者兼務者の区別の仕方（教員）

	フルタイム勤務の者	短時間（週30時間未満等）勤務の者
正規 常勤 採用の 者	<再任用以外の者> 本務者 ※休職・休業中の者も含む <再任用の者> 本務者	<再任用の者> 兼務者
非正規 非常勤 採用の 者	<講師以外の職（栄養教諭・養護教諭等）> 本務者 <講師> 兼務者	<すべての者> 兼務者

○「13」の本務者のうち休職等教員数（再掲）（項目14）

1. 「13」の本務者のうち休職者（理由別）及び育児休業者を回答してください。「休職者」とは、公立の場合は、休職の発令があった者をいいます。国立及び私立の場合もこれに準じます。休職教員の理由は、休職になったときの発令内容によります。

「教員組合事務専従者（公立のみ）」

：地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により、任命権者から許可を受けて登録された職員団体の役員として当該教員団体の業務に専ら従事（専従）している者。

「育児休業」

：公立の学校においては「地方公務員の育児休業等に関する法律」（平成3年法律第110号）第2条、国立及び私立の学校においては「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という）第5条の規定により育児休業をしている者

「介護休業」

：公立の学校においては育児・介護休業法第61条（同条に基づき定められている条例）、国立及び私立学校においては育児・介護休業法第11条の規定により介護休業をしている者。

○同一学校内（本校分校間を含む。）で定時制課程に兼任している教員数（項目15）

1. この欄は、「5 課程別」で「定時制」又は「併置」に回答した学校のみが、本務教員の兼任の状況について回答します。
 2. 定時制独立校では、本校から分校又は分校から本校に兼任している教員、併置校では、更に全日制の課程から定時制の課程に兼任している教員（校長を除く。）の数を回答します。
 3. 本校から分校に兼任している教員は分校の調査票に回答し、分校から本校に兼任している教員は本校の調査票に回答します。
- （例）本校に全日制と定時制が併置され、分校に定時制が設置されている場合は、本校から分校に兼任している教員数を分校の調査票に回答し、分校から本校の定時制に兼任している教員数を本校の調査票に回答します。この場合、本校の全日制から本校の定時制に兼任している教員がいたら、この教員数も本校の調査票に回答します。

○「13」の本務者のうち教務主任等の数（再掲）（項目16）

1. 「教務主任等」の欄には、現在学校に勤務している本務教員（休職者等を含む）のうち、教務主任等の数を回答します。同一教員が2以上の主任等を兼ねている場合は、それぞれの欄に回答します。

「教務主任」「学年主任」「保健主事」「生徒指導主事」「進路指導主事」「学科主任」「農場長」

：学校教育法施行規則第104条第1項（第44条、第45条、第70条及び第71条の準用）及び第81条の規定に基づき当該職務を行う教員について、名称及び発令の形態のいかんを問わず回答。「学科主任」とは、専門教育を主とする学科の教育活動に関する事項について、校長の監督の下に連絡調整及び指導助言に当たる者をいい、例えば「国語」、「数学」の「教科」について同様の職務を行う者は含みません。

「司書教諭」

：学校図書館法第5条の規定による司書教諭の資格を有している者で、学校図書館の専門的職務に従事する者として、発令（校長の職務命令によるものや口頭によるものを含む。）を受けている教員。

「舎監」

：校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における生徒の教育に当たる教員。

○「13」の本務者のうち指導主事等の数（休職者を除く）（再掲、公立のみ）（項目17） 公立のみ

1. この欄には、「13教員数」の「本務者」欄に回答された者のうちで、学校に全く勤務せず、学校以外の教育機関（例えば、図書館、公民館、理科センター）に専ら勤務する者の数を回答します。指導主事に充てられた者が、教育委員会の課長等になっている場合も、指導主事として扱います。なお、上記に該当する者でも、休職発令の出ている者は、この欄には回答せず、「14」欄の「その他」に含めて回答してください。

「指導主事」

：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第4項後段の規定により指導主事を充てられた者。

「教育委員会事務局等勤務者・その他」

：学校に籍はあるが、例えば教育委員会事務局、教育研究所、公民館、理科センターに専ら勤務する者や国立大学附属学校へ派遣されている者。また、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」（派遣法）により派遣されている者（REXプログラム、その他地方公共団体で行う派遣事業）もこの欄に回答します。なお、これらの者のうち上記の「指導主事」に充てられている者は「指導主事」の欄に回答し、この欄には回答しないでください。

「留学生」

：国内又は外国の大学及び教育研究所へ研修のため6か月以上継続して派遣されている者（国立大学附属学校へ派遣されている者は除く）。

「海外日本人学校派遣者」

：長期研修出張の扱いで文部科学省の委嘱により、在外の日本人学校又は補習授業校に派遣されている者。

○「13」及び「19」の本務者のうち産休代替等教職員数（再掲）（項目18）

1. 「産休代替教職員」及び「育児休業代替教職員」欄は、現に任用されている産休代替者及び育児休業代替者の職名により該当欄に回答します。

「産休代替教職員」

：女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項又は第5条によって任用された教職員。

「育児休業代替教職員」

：公立の学校においては「地方公務員の育児休業等に関する法律」（平成3年法律 第 110号）第6条第1項、国立及び私立の学校においては「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）第22条によって任用された教員。

○職員数（本務者のみ）（項目19）

1. すべて辞令面により、本務者のみ回答します。
2. 本務・兼務の区別は、原則として辞令面によります。なお、学校が直接雇用しない、委託契約企業から派遣されている者等は回答しません。
3. 辞令面ではっきりしない場合は、以下にしたがって回答します。
 - ①俸給（給料又はこれらに相当するものを含む）を支給されている学校を本務とし、それ以外は兼務とします。2校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方を本務とします。
 - ②俸給が同額又は一括支給されている場合は、勤務時間の長い方を本務とします。
 - ③本校と分校の両方に勤務する職員は、主として勤務する方にのみ回答します。はっきりしない場合は、本校の調査票に回答してください。
4. 会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム）は非常勤とみなします。
5. 以下の条件をすべて満たす非常勤職員（常勤的非常勤職員）は本務とみなします。
 - ①学校の職員として正式に発令
 - ②勤務形態が本務の職員とほぼ同じ
 - ③任用期間が実態として1年以上継続
 - ④規定による給与が支給されている
6. 私費負担の職員も回答します。
7. 各欄の区分については、以下の者を回答します。

「主事・主事補等」

：地方自治法第 172 条に規定する者で主事、事務主事等の名称で発令されている者、又は、主事補、事務主事補、事務補佐員、事務補助員等の名称で発令されている者。

「実習助手」

：学校教育法第 60 条第 2 項及び第 4 項の規定により実験又は実習について教員の職務を助ける者。

「学校図書館事務員」

：学校図書館専任の職員。

「技術職員」

：実習施設の技師及び技師補、栄養士、調理師など技術的職務に従事する者。また、課外活動のコーチ又は指導員（教員ではない）として発令され、給料（手当ではない）を支給されている者は、便宜、この欄に含める。

「養護職員（看護師等）」

：看護師（准看護師含む）、保健師など養護をつかさどる職員。

「用務員」

：学校の環境の整備その他の用務に従事する者。

「警備員・その他」

：学校警備員、寄宿舎指導員、ボイラー技師、実習補佐員、その他の職員。

「左記aのうち学校図書館従事者」、「左記bのうち学校図書館従事者」

：上記「主事・主事補等」のうち学校図書館専任の職員数を再掲で回答する。

8. 「事務職員」は、公立学校では「主事・主事補等」及び「その他」の2つに分けて回答します。国立及び私立の学校では「その他」の欄にのみ回答します。通信制課程の本務職員は、教員の場合と同様にここには含めません。
9. 公立学校では、PTA、学校後援会、同窓会、その他の個人からの寄附金などの私費負担によって、給与の一部又は全部を支給されている者は「その他」に回答します。

本務者兼務者の区別の仕方（職員）

	フルタイム勤務の者	短時間（週30時間未満等）勤務の者
正規採用の者 常勤職員	<再任用以外の者> 本務者 ※休職・休業中の者も含む <再任用の者> 本務者	<再任用の者> 兼務者
非正規採用の者 非常勤職員	<常勤的非常勤職員の条件を満たす者> 本務者 <その他> 兼務者	<すべての者> 兼務者

○学校医等の数（項目20）

1. 学校医・学校歯科医・学校薬剤師として、発令（委嘱）されている者の数を回答します。ただし、同一人が内科・耳鼻科・眼科の学校医として発令されているような場合には、学校医の数は1人として回答します。また、総合病院の全体にこれらの業務を委嘱している場合も学校医の数は1人として回答します。

○課程別学科別の生徒数及び入学状況（項目21）

1. 本科の入学状況（入学志願者、入学者）及び生徒数には、科目履修生は含めません。
2. 専門教育を主とする学科・総合学科を設置している場合は小学科名欄に園芸科、機械科、被服科、英語科、総合学科等の小学科名を回答し、その段に本科の入学状況、本科の学年別生徒数、当該学科に対応する専攻科・別科の生徒数を回答してください。なお、総合学科は、専攻科・別科の生徒数を記載する必要はありません。
3. 専攻科・別科で対応する学科がないときは、別に一欄をとって本科に準じて回答します。
4. 3学年（定時制では3、4学年）の学科名が1、2学年の学科名と異なっている場合、実質的に同じ目標をもつものであれば、1、2学年の学科と同一欄に生徒数を回答してください。
- （例）3学年が食品加工科、1学年及び2学年が農産製造科の場合は、「農産製造科」と回答した欄に各学年の生徒数を回答します。
5. 学科番号は、小分類の学科番号を回答します。
- （例）農業科の場合は、「200」（大分類）ではなく「201」（小分類）を回答します。
- 学科番号が不明な場合は、各都道府県統計主管課に問い合わせるか、巻末の学科コード表及び文部科学省ホームページを御覧ください。

6. 「入学志願者」には、募集に応じて願書を提出した者（附属中学校から進学希望した者も含める。）の数を回答してください。
- ①同一学校に、全日制と定時制の課程又は普通・農業・工業・商業等の学科が併設されていて、2以上の課程又は学科へ志願することが認められている場合は、入学を許可され実際に入学した課程又は学科への入学志願者とします。いずれの課程又は学科にも入学しなかった場合は、第一志望の課程又は学科の入学志願者としてください。
 - ②都道府県教育委員会で、入学志願者を学区ごと一括募集し、一斉試験の結果、各学校に入学者を割り当てている場合は、各学校の入学定員によって入学志願者をあん分してください。
7. 「入学者計」には、5月1日までに入学の決定した者（附属中学校から進学した者も含める。）の数を回答してください。
- ①転入学者は含めません。
 - ②補欠入学者及び入学後5月1日までに他の学校へ転学した者は含めるが、入学を取り消した者及び退学した者は除きます。
8. 「計のうち他県所在の中学校・義務教育学校卒業者及び中等教育学校前期課程修了者」には、「入学者」の「計」のうち、当該高等学校が所在する都道府県以外の都道府県に所在する中学校、義務教育学校を卒業及び中等教育学校の前期課程を修了した者の数を回答してください。
9. 「計のうち過年度中学校・義務教育学校卒業者及び中等教育学校前期課程修了者」には、「入学者」の「計」のうち、令和2年3月以前に中学校、義務教育学校を卒業及び中等教育学校の前期課程を修了した者の数を回答してください。
10. 「生徒数」には、5月1日現在当該学校の在学者として指導要録が作成されている者の数を回答してください。
- ①学年の途中に生徒が転学した場合、転学先の学校の受け入れた日が5月1日以前である生徒は転学先の学校の在学者とし、5月2日以降である生徒は、転学前の学校に在学するものとして取り扱います。
 - ②校長が5月1日以前の日で退学を認めた者は、在学者としません。（例えば外国の学校に入る場合）
 - ③休学中の者及び外国人も含めます。
 - ④各学年の欄には、その学年に相当する者の数を回答します。また、単位制による課程の生徒については在学すべき期間をもって、便宜上、相当する各学年の欄に回答します。
 - ⑤専攻科・別科は正規の手続（認可又は届出）を完了したものについて、本科が全日制である場合は「全日制」欄に、また、本科が定時制である場合は「定時制」欄にそれぞれ生徒数を回答します。また、本科が全日制と定時制の両方にある併置校の場合は、年間を通じて週5日昼間に授業を行うものは「全日制」欄に、夜間その他特別の時間又は時期に授業を行うものは「定時制」欄に回答します。

○修業年限別生徒数及び入学状況（再掲）（項目22）

1. この欄には、全日制で単位制の課程を置く学校と定時制課程を置く学校のみ回答します。
2. 「全日制の課程のうち単位制による課程」欄には、「21」で回答した全日制の入学状況及び生徒数（本科生のみ）のうち単位制の課程によるものを再掲します。総合学科及び総合学科以外でも単位制の課程を設置している学校は必ずこの項目に回答してください。
3. 「定時制の課程」欄には、「21」で回答した定時制課程の入学状況及び生徒数（本科生のみ）を修業年限別に再掲します。
4. 「定時制の課程 うち単位制による課程」欄には、3. で回答したもののうち、単位制による課程のものを修業年限別に内数として回答します。

○「２１」の本科の生徒数のうち帰国生徒数（再掲）（項目２３）

1. 「２１」で回答した本科の生徒数のうち、海外勤務者等の子供で、引き続き１年を超える期間海外に在留し、令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に帰国した生徒の数を５月１日現在の在学学年別に回答します。
2. 海外勤務者等とは、以下を満たす者とします。
 - ①日本国籍を有する者で、海外に所在する機関、事業所への勤務又は海外での研究・研修を行うことを目的として日本を出国し、海外に在留していた者又は現在なお在留している者
 - ②終戦前（昭和２０年９月２日以前をいう）から引き続き外地に居住していた者で、日本に帰国した者
※帰国した際に厚生省が引揚者として援護を行ったかどうかは問わない

○「２１」のうち外国人生徒数（再掲）（項目２４）

1. 「外国人」とは、日本の国籍を持たない者です。なお、日本と外国の両方に国籍を有する者は日本人とします。

(3) 「学校通信教育調査票（高等学校）」の作成

「都道府県番号」、「学校調査番号」の回答については、4ページを参照してください。また、以下の各調査事項の説明により正確に回答してください。なお、「18入学者数」、「19退学者数」、「20特科生」、「21修業年限別生徒数及び入学者数」については、本科生のみを対象としていますので、本科以外の生徒数を回答することのないよう、注意してください。

○設置者別（項目3）

1. 該当する番号を回答します。公立大学法人立の学校は、以下にしたがって回答してください。
 - ①都道府県が設置する公立大学法人 ⇒ 都道府県立の番号を回答。
 - ②市区町村が設置する公立大学法人 ⇒ 市区町村立の番号を回答。

○本校分校別（項目4）

1. 該当する番号を回答します。廃校の場合は以下にしたがって回答ください。
 - ①電子調査票の場合は、メモ欄に「廃校」とその「年月日」を入力して提出してください。
 - ②紙調査票での提出の場合は「本校分校別」欄を「3」にし、欄外の余白に「廃校」とその「年月日」を回答して提出してください。

○独立・併置別（項目5）

1. 該当する番号を回答します。

○協力校数（項目6）

1. 高等学校通信教育規程第3条により設けられた高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）（協力校）の数を回答してください。

○学科別（本科）（項目7）

1. 本科について、該当する学科を回答してください。なお、紙の調査票による回答の場合は、該当する学科の欄にすべて「1」を回答します。列記されている学科以外の学科を設置している場合は「その他」に「1」を回答してください。

○入学定員（項目8）

1. 認可を受け、又は届出をした入学定員を回答してください。ただし、令和3年度において生徒募集を行っていない課程は回答しません。
2. 単位制による課程の聴講生として特定の科目を履修する者（以下「科目履修生」という。）は含めません。

○実施科目数（項目9）

1. 当該高等学校の通信制課程において開設している科目の数を回答してください。

○教員数（項目10）

1. 本務・兼務の区別は、原則として辞令面によります。
2. 辞令面ではっきりしない場合は、以下にしたがって回答します。
 - ①俸給（給料又はこれらに相当するものを含む）を支給されている学校を本務とし、それ以外は兼務とします。2校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方を本務とします。
 - ②俸給が同額又は一括支給されている場合は、授業時数の多い方を本務とします。
 - ③本校と分校の両方に勤務する教員は、主として勤務する方のみ回答します。はっきりしない場合は、本校の調査票に回答してください。
3. 本務者には休職者、産休者及び育児・介護休業者並びに産休代替者及び育児・介護休業代替者（以下休職者等という）を含めませんが、兼務者には含めません。

4. 会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム）は非常勤とみなします。
5. 非常勤の講師は勤務時間の長さによらず、兼務者として扱います。
6. 教員数の校長欄は、通信制の独立校のみ回答してください。
7. 兼務者の「校内」の欄には、当該実施校で通信制の課程以外を本務としている者の数を回答し、「協力校」の欄には、協力校の教員で当該実施校の兼務教員として発令され、通信教育を担当している者の数を回答してください。「その他」の欄には、当該実施校及び協力校以外から兼ねて通信教育を担当している者を回答してください。
8. 県立学校又は市町村立の通信制課程を置く高等学校で、給与を市町村から支給されている教員もこの欄に含めます。

本務者兼務者の区別の仕方（教員）

	フルタイム勤務の者	短時間（週30時間未満等）勤務の者
正規採用の者 常勤教員	<再任用以外の者> 本務者 ※休職・休業中の者も含む	
	<再任用の者> 本務者	<再任用の者> 兼務者
非正規採用の者 非常勤教員	<講師以外の職（栄養教諭・養護教諭等）> 本務者	<すべての者> 兼務者
	<講師> 兼務者	

○「10」の本務者のうち休職等教員数（再掲）（項目11）

1. 「10」の本務者のうち休職者（理由別）及び育児休業者を回答してください。「休職者」とは、公立の場合は、休職の発令があった者をいいます。国立及び私立の場合もこれに準じます。休職教員の理由は、休職になったときの発令内容によります。

「教員組合事務専従者（公立のみ）」

：地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により、任命権者から許可を受けて登録された職員団体の役員として当該教員団体の業務に専ら従事（専従）している者。

「育児休業」

：公立の学校においては「地方公務員の育児休業等に関する法律」（平成3年法律第110号）第2条、国立及び私立の学校においては「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という）第5条の規定により育児休業をしている者。

「介護休業」

：公立の学校においては育児・介護休業法第61条（同条に基づき定められている条例）、国立及び私立学校においては育児・介護休業法第11条の規定により介護休業をしている者。

○「10」の本務者のうち教務主任等の数（再掲）（項目12）

1. 「教務主任等」の欄には、現在学校に勤務している本務教員（休職者等を含む）のうち、教務主任等の数を回答します。同一教員が2以上の主任等を兼ねている場合は、それぞれの欄に回答します。

「教務主任」「学年主任」「保健主事」「生徒指導主事」「進路指導主事」「学科主任」「農場長」

：学校教育法施行規則第104条第1項（第44条、第45条、第70条及び第71条の準用）及び第81条の規定に基づき当該職務を行う教員について、名称及び発令の形態のいかんを問わず回答。「学科主任」とは、専門教育を主とする学科の教育活動に関する事項について、校長の監督の下に連絡調整及び指導助言に当たる者をいい、例えば「国語」、「数学」の「教科」について同様の職務を行う者は含みません。

「司書教諭」

：学校図書館法第5条の規定による司書教諭の資格を有している者で、学校図書館の専門的職務に従事する者として、発令（校長の職務命令によるものや口頭によるものを含む。）を受けている教員。

「舎監」

：校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における生徒の教育に当たる教員。

○「10」の本務者のうち指導主事等の数（休職者を除く）（再掲）（項目13） 公立のみ

1. この欄には、「10教員数」の「本務者」欄に回答された者のうちで、学校に全く勤務せず、学校以外の教育機関（例えば、図書館、公民館、理科センター）に専ら勤務する者の数を回答します。指導主事に充てられた者が、教育委員会の課長等になっている場合も、指導主事として扱います。なお、上記に該当する者でも、休職発令の出ている者は、この欄には回答せず、「11」欄の「その他」に含めて回答してください。

「指導主事」

：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第4項後段の規定により指導主事を充てられた者。

「教育委員会事務局等勤務者・その他」

：学校に籍はあるが、例えば教育委員会事務局、教育研究所、公民館、理科センターに専ら勤務する者や国立大学附属学校へ派遣されている者。また、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」（派遣法）により派遣されている者（REXプログラム、その他地方公共団体で行う派遣事業）もこの欄に回答します。なお、これらの者のうち上記の「指導主事」に充てられている者は「指導主事」の欄に回答し、この欄には回答しないでください。

「留学者」

：国内又は外国の大学及び教育研究所へ研修のため6か月以上継続して派遣されている者（国立大学附属学校へ派遣されている者は除く）。

「海外日本人学校派遣者」

：長期研修出張の扱いで文部科学省の委嘱により、在外の日本人学校又は補習授業校に派遣されている者。

○「10」及び「15」の本務者のうち産休代替等教職員数（再掲）（項目14）

1. 「産休代替教職員」及び「育児休業代替教職員」欄は、現に任用されている産休代替者及び育児休業代替者の職名により該当欄に回答します。

「産休代替教職員」

：女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項又は第5条によって任用された教職員。

「育児休業代替教職員」

：公立の学校においては「地方公務員の育児休業等に関する法律」（平成3年法律 第 110号）第6条第1項、国立及び私立の学校においては「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）第22条によって任用された教員。

○職員数（本務者のみ）（項目15）

1. すべて辞令面により、本務者のみ回答します。
2. 本務・兼務の区別は、原則として辞令面によります。なお、学校が直接雇用しない、委託契約企業から派遣されている者等は回答しません。
3. 辞令面ではっきりしない場合は、以下にしたがって回答します。
 - ①俸給（給料又はこれらに相当するものを含む）を支給されている学校を本務とし、それ以外は兼務とします。2校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方を本務とします。
 - ②俸給が同額又は一括支給されている場合は、勤務時間の長い方を本務とします。
 - ③本校と分校の両方に勤務する職員は、主として勤務する方にのみ回答します。はっきりしない場合は、本校の調査票に回答してください。
4. 会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム）は非常勤とみなします。
5. 以下の条件をすべて満たす非常勤職員（常勤的非常勤職員）は本務とみなします。
 - ①学校の職員として正式に発令
 - ②勤務形態が本務の職員とほぼ同じ
 - ③任用期間が実態として1年以上継続
 - ④規定による給与が支給されている
6. 私費負担の職員も回答します。
7. 各欄の区分については、以下の者を回答します。

「主事・主事補等」

：地方自治法第 172 条に規定する者で主事、事務主事等の名称で発令されている者、又は、主事補、事務主事補、事務補佐員、事務補助員等の名称で発令されている者。

「実習助手」

：学校教育法第 60 条第 2 項及び第 4 項の規定により実験又は実習について教員の職務を助ける者。

「学校図書館事務員」

：学校図書館専任の職員。

「技術職員」

：実習施設の技師及び技師補、栄養士、調理師など技術的職務に従事する者。また、課外活動のコーチ又は指導員（教員ではない）として発令され、給料（手当ではない）を支給されている者は、便宜、この欄に含める。

「養護職員（看護師等）」

：看護師（准看護師含む）、保健師など養護をつかさどる職員。

「用務員」

：学校の環境の整備その他の用務に従事する者。

「警備員・その他」

：学校警備員、寄宿舎指導員、ボイラー技師、実習補佐員、その他の職員。

「左記aのうち学校図書館従事者」、「左記bのうち学校図書館従事者」

：上記「主事・主事補等」のうち学校図書館専任の職員数を再掲で回答する。

8. 「事務職員」は、公立学校では「主事・主事補等」及び「その他」の2つに分けて回答します。国立及び私立の学校では「その他」の欄にのみ回答します。通信制課程の本務職員は、教員の場合と同様にここには含めません。
9. 公立学校では、PTA、学校後援会、同窓会、その他の個人からの寄附金などの私費負担によって、給与の一部又は全部を支給されている者は「その他」に回答します。

本務者兼務者の区別の仕方（職員）

	フルタイム勤務の者	短時間（週30時間未満等）勤務の者
正規採用の者 常勤職員	<再任用以外の者> 本務者 ※休職・休業中の者も含む <再任用の者> 本務者	<再任用の者> 兼務者
非正規採用の者 非常勤職員	<常勤的非常勤職員の条件を満たす者> 本務者 <その他> 兼務者	<すべての者> 兼務者

○生徒数（項目16）

- 5月1日現在当該学校に在学する者を「当校の通信制課程の生徒」・「他からの併修者」別、学科別に回答してください。
- 「当校の通信制課程の生徒」の各欄は、次の区分により回答してください。ただし、科目履修生を除きます。

「定時制課程との併修者」

：当該校の通信制課程の生徒のうち、高等学校通信教育規程第12条により当該校又は他校の定時制課程で一部の科目を履修している者。

「通信制課程との併修者」

：当該校の通信制課程の生徒のうち、他校の通信制課程で一部の科目を履修している者。

「左記以外の者」

：当該校の通信制課程の生徒のうち、上記「定時制課程との併修者」及び「通信制課程との併修者」以外の者。

「計の年齢別内訳」

：令和3年4月1日現在の満年齢により、在学する当校の通信制課程の生徒数を年齢別に回答します。年齢区分は、調査票右下の年齢早見表を参照してください。

3. 「他からの併修者」の各欄は、次の区分により回答します。

「定時制課程からの併修者」

：当該校又は他校の定時制課程に籍を置く生徒のうち、高等学校通信教育規程第12条により当該校の通信制課程で一部の科目を履修している者。

「通信制課程からの併修者」

：他校の通信制課程に籍を置く生徒のうち、当該校の通信制課程で一部の科目を履修している者。

○履修者数（実数）（項目17）

1. 「16生徒数」（当校の通信制課程の生徒に他からの併修者を加えた数）のうち、実際に1科目以上履修している生徒の実数を学科別に回答します。ただし、科目履修生を除きます。

○入学者数（本科のみ）（項目18）

1. 当該校の通信制課程の生徒のうち、当該校の通信制課程へ入学した者の数を学科別に回答します。
2. 「令和3年度入学者」欄には、5月1日までに入学の決定した者の数を回答します。転学者・転籍者は含めますが、入学後5月1日までに入学を取り消した者及び退学した者は除きます。
3. 「令和2年度間入学者」欄には、令和2年度間（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間。以下同じ。）に入学した者の数を回答します。転学者及び転籍者は含めます。
※ 昨年度（令和2年度）調査の「令和2年度入学者」欄の人数と一致するか、若しくは多くなりで確認して下さい。

○退学者数（令和2年度間）（本科のみ）（項目19）

1. 当該校の通信制課程を令和2年度間に退学した当校の通信制課程の生徒の数を学科別に回答します。また、転学者・転籍者は含めます。

○特科生（本科のみ）（項目20）

1. 高等学校通信教育規程附則第2項により、当該高等学校の長が受講を許可した生徒の数を年齢別に回答します。

○修業年限別生徒数及び入学者数（再掲）（本科のみ）（項目21）

1. 「16」及び「18」で回答した当校の通信制課程の生徒数及び入学者数を修業年限別に再掲します。
2. 「うち単位制による課程」には、上記に回答したもののうち単位制による課程のものを修業年限別に内数として回答します。

○単位修得者数（令和2年度間）（項目22）

1. 「実数」欄には、令和2年度間に当該高等学校の通信教育で1科目以上の単位を修得した者（現在、在学するのか、しないのかは問わない）についてその実数を回答します。「延数」欄には、科目別の単位修得者の合計（延数）を回答します。他からの併修者でも単位を修得した者は含めます。また、学校で計画した当該科目所定の単位数の一部については修得したが、当該科目所定の全部について修得しなかった者は除きます。

(4) 「卒業後の状況調査票（高等学校 全日制・定時制）」の作成

「都道府県番号」、「学校調査番号」の回答については、4 ページを参照してください。また、以下の各調査事項の説明により正確に回答してください。この調査票による調査対象者は、次のとおりです。

1. 調査事項「9」、「10」欄及び「12」～「14」欄については、令和3年3月の高等学校本科（専攻科、別科及び通信制課程を除く。以下同じ。）の卒業者とします。（年度途中（令和2年4月1日～令和3年3月31日）に卒業を認められた者も含む。以下同じ。）
2. 調査事項「11」欄については、令和2年3月以前の高等学校本科の卒業者とします。

○設置者別（項目4）

1. 該当する番号を回答します。
2. 公立大学法人立の学校は、公立の番号を回答します。

○本校分校別（項目5）

1. 該当する番号を回答します。
2. 廃校の場合は、「本校分校別」欄は「1（本校）」か「2（分校）」にし、前年度卒業者について回答し、提出してください。

○中高一貫教育の実施形態（項目6） 中高一貫教育を行う学校のみ

1. 該当する項の番号を、回答します。
2. 正規の手続を行った学校のみが該当します。実態として中高一貫教育を行っていても、正規の手続を経ていない学校は回答の必要はありません。また、正規の手続を経ていても令和3年4月1日以降に中高一貫教育を行うこととなった学校は回答の必要ありませんので、注意してください。

「併設型」：学校教育法第71条の規定により、高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する形態。

「連携型」：学校教育法施行規則第75条及び第87条の規定により、簡便な高等学校入学者選抜を行い、同一又は異なる設置者による中学校と高等学校を接続する形態。

○学科別（項目7）

1. 該当する学科を回答します。

○課程別（項目8）

1. 学科番号は大分類の学科番号を回答してください。例えば農業科であれば「201」（小分類）ではなく「200」（大分類）を回答します。異なる学科（小分類）であっても、大分類の学科番号が同一の場合は、まとめて回答します（小分類の学科ごとに分けて回答はしない）。
2. 学科番号が不明な場合は、都道府県統計主管課に問い合わせるか、巻末の学科コード表及び文部科学省ホームページを御覧ください。

○状況別卒業生数（項目9）

1. 上記「7」で回答した学科ごとの卒業生の状況を以下の区分により回答してください。
2. 同一名称の学科が全日制と定時制に併設されている場合は、課程ごとに別の段をとって回答します。
(以下の各調査事項についても同じです。)
3. 「状況別卒業生数」の各欄は、次の区分により回答してください。

「A 大学等進学者」

: 大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を回答します。

「B 専修学校（専門課程）進学者」

: 専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常、専門学校と称する。）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を回答します。

「C 専修学校（一般課程）等入学者」

: 専修学校の一般課程及び高等課程又は各種学校（予備校等）に入学した者及び入学しかつ就職した者を回答します。入学先の学校の区分が不明な場合は専修学校・各種学校を所管する都道府県の担当課へ照会してください。各種学校への進学者は、正式な認可を受けている学校に進学した者に限り回答します。無認可の予備校、私塾等に進学した者は「G 左記以外の者」に回答してください。

「D 公共職業能力開発施設等入学者」

: 公共職業能力開発施設等（看護師学校養成所、海技大学校及び水産大学校など学校教育法以外の法令に基づいて設置された教育訓練機関含む）に入学した者及び入学しかつ就職した者を回答します。

「E 就職者等」

: 上記A、B、C及びD以外で就職した者等の数を次の区分により回答します。「自営業主等」とは、個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者をいいます。

「常用労働者」のうち「無期雇用労働者」とは、雇用契約期間の定めのない者として就職した者、「有期雇用労働者（雇用契約期間が一か月以上の者）」とは、雇用契約期間が1か月以上で期間の定めのある者をいいます。「臨時労働者」とは、雇用契約期間が1か月未満で期間の定めのある者をいいます。（就職したが就職先が不明の者は「無期雇用労働者」として扱います。この場合の「12」欄の産業別は「左記以外のもの」とし、県内・県外別は「県外」として扱います。）

「F 左記以外の者」

: 家事手伝いをしている者、外国の学校に入学した者等、上記A～Eに該当しない者の合計数。無認可の予備校、私塾等に進学した者もこの欄に回答してください。（就職・進学の状況が不明の者はこちらに回答してください）

「G 不詳・死亡の者」

: 卒業者のうち、本年5月1日までに死亡した者及び生死が不明の者。

4. 卒業者が上記各区分に重複して該当する場合は、便宜上、A→B→C→D→Eの順に回答することとし、重複回答はしないでください。また、回答に当たっては、以下の点に留意してください。
 - ①令和3年5月1日現在の状況を回答します。したがって、進学、入学した者が5月1日までに退学した場合、就職した者が5月1日までに退職した場合は進学者、入学者、就職者として扱いません。なお、卒業時から令和3年5月1日までの状況の変更について把握できない場合は、卒業時の状況を回答してください。
 - ②上記A、B、C及びDに該当する者で、就職している者は必ず（再掲）「左記A、B、C、Dのうち就職している者」に回答してください。なお、この場合の「就職している者」とは、「E 就職者等」のうち「自営業主等」、「無期雇用労働者」、「有期雇用労働者（雇用契約期間が一か月以上の者）」のうち雇用契約期間が1年以上かつフルタイム勤務相当の者を指します。「有期雇用労働者（雇用契約期間が一か月以上の者）」でも雇用契約期間が1年未満の者又は短時間勤務の者、「臨時労働者」に分類される者は「左記A、B、C、Dのうち就職している者」として再掲する必要はありません。

③「有期雇用労働者（雇用契約期間が一月以上の者）」に該当する者で、雇用契約期間が1年以上かつフルタイム勤務相当の者は「（再掲）左記E有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者」に回答します。「フルタイム勤務相当の者」とは、1週間の所定労働時間がおおむね40～30時間程度の者を指します。

○「9」の卒業生総数のうち大学（学部）、短期大学（本科）への入学志願者数（再掲）（項目10）

1. 大学（学部）又は短期大学（本科）へ願書を提出した者（就職して願書を提出した者を含む）の実数を回答します。同一人が2校（学部・学科）以上に願書を提出した場合も1名として回答します。例えば、同一人が2校（学部・学科）以上に入学を志願して、そのいくつかの学校（学部・学科）に合格した場合は、実際に進学した方に回答し、また、いずれの学校（学部・学科）にも不合格の場合は第一志望の方に回答します。

○令和2年3月以前卒業者のうち本年度大学（学部）、短期大学（本科）への入学志願者数（項目11）

1. 令和2年3月以前の本科卒業者のうち本年度大学（学部）又は短期大学（本科）へ入学を志願した者の実数を、令和2年3月卒業者（いわゆる1浪）と平成31年3月以前卒業者（いわゆる2浪以上）の別に回答します。なお、入学志願者の回答の方法については、上記「10」の説明を参照してください。

○就職先の産業別就職者数（項目12）

1. 「就職者」（「9」の「自営業主等」、「無期雇用労働者」、「（再掲）左記A、B、C、Dのうち就職している者」及び「（再掲）左記E有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者」。以下同じ。）の就職先の事業所の主な産業種類を別表1「日本標準産業分類（抄）」（27ページ）によって分類します。例えば、電気機械器具の製造会社で事務を執っている場合は「製造業」に分類します。支店・支社に就職した場合はその支店や支社の主な産業によって分類します。

「就職者」の対象範囲

[illegible]

点線部分が「就職者」

○職業別就職者数（項目 1 3）

1. 「就職者」個人の仕事の種類を別表 2「日本標準職業分類（抄）」（34 ページ）によって分類します。例えば、電気機械器具の製造会社で事務を執っている場合は「事務従事者」の欄に分類します。
2. 「専門的・技術的職業従事者」とは、高度の専門的水準において、科学的知識を応用し、技術的な業務に従事する者及び教育・芸術・宗教・法律その他の専門的性質の業務に従事する者をいいます。この業務を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とするので中等教育学校卒業後すぐにこの職業に従事する者は少ないです。また、この職業分類のうち国家試験合格や資格・免許を有していることを必要とする職業については、これらの資格・免許をもたないで類似した職務に就いていても「専門的・技術的職業従事者」とはせず、「生産工程従事者」又は「サービス職業従事者」等に分類します。
3. 「計のうち、自家・自営業に就いた者」には、継続的に本業として自家業に従事する者又は自営業を営む者の数を再掲として回答します。なお、家業が会社組織となっている場合は自家・自営業として扱いません。なお、「計のうち、職業安定所又は学校を通じて就職した者」と「計のうち、自家・自営業に就いた者」とに同一人について重複回答のないようにしてください。

○就職先の都道府県別就職者数（項目 1 4）

1. 「就職者」の就職先の事業所の所在する都道府県によって分類します。
2. 「その他」には、国外勤務者及び不詳の者を回答します。

(5) 「卒業後の状況調査票（高等学校 通信制）」の作成

「都道府県番号」、「学校調査番号」の回答については、4ページを参照してください。また、以下の各調査事項の説明により正確に回答してください。この調査票による調査対象者は、次のとおりです。

1. 調査事項「6」、「7」欄及び「9」～「11」欄については、令和2年度間（令和2年4月1日～令和3年3月31日。以下同じ。）の当校の通信制課程卒業者とします。
2. 調査事項「8」欄については、令和元年度間（平成31年4月1日～令和2年3月31日。以下同じ。）以前の当校の通信制課程卒業者とします。

○設置者別（項目3）

1. 該当する番号を回答します。公立大学法人立の学校は、以下にしたがって回答してください。

- ①都道府県が設置する公立大学法人 ⇒ 都道府県立の番号を回答。
- ②市区町村が設置する公立大学法人 ⇒ 市区町村立の番号を回答。

○本校分校別（項目4）

1. 該当する番号を回答します。廃校の場合は以下にしたがって回答ください。

- ①電子調査票の場合は、メモ欄に「廃校」とその「年月日」を入力して提出してください。
- ②紙調査票での提出の場合は「本校分校別」欄を「3」にし、欄外の余白に「廃校」とその「年月日」を回答して提出してください。

○独立・併置別（項目5）

1. 該当する番号を回答します。

○状況別卒業生数（項目6）

1. 「状況別卒業生数」の各欄は、次の区分により回答してください。

「A 大学等進学者」

：大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科目履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を回答します。

「B 専修学校（専門課程）進学者」

：専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常、専門学校と称する。）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を回答します。

「C 専修学校（一般課程）等入学者」

：専修学校の一般課程及び高等課程又は各種学校（予備校等）に入学した者及び入学しかつ就職した者を回答します。入学先の学校の区分が不明な場合は専修学校・各種学校を所管する都道府県の担当課へ照会してください。各種学校への進学者は、正式な認可を受けている学校に進学した者に限り回答します。無認可の予備校、私塾等に進学した者は「G 左記以外の者」に回答してください。

「D 公共職業能力開発施設等入学者」

：公共職業能力開発施設等（看護師学校養成所、海技大学校及び水産大学校など学校教育法以外の法令に基づいて設置された教育訓練機関含む）に入学した者及び入学しかつ就職した者を回答します。

「E 就職者等」

：上記A、B、C及びD以外で就職した者等の数を次の区分により回答します。「自営業主等」とは、個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者をいいます。「常用労働者」のうち「無期雇用労働者」とは、雇用契約期間の定めのない者として就職した者、「有期雇用労働者（雇用契約期間が一年以上の者）」とは、雇用契約期間が1か月以上で期間の定めのある者をいいます。「臨時労働者」とは、雇用契約期間が1か月未満で期間の定めのある者をいいます。（就職したが就職先が不明の者は「無期雇用労働者」として扱います。この場合の「12」欄の産業別は「左記以外のもの」とし、県内・県外別は「県外」として扱います。）

「F 左記以外の者」

：家事手伝いをしている者、外国の学校に入学した者等、上記A～Eに該当しない者の合計数。無認可の予備校、私塾等に進学した者もこの欄に回答してください。（就職・進学の状況が不明の者はこちらに回答してください）

「G 不詳・死亡の者」

：卒業者のうち、本年5月1日までに死亡した者及び生死が不明の者。

4. 卒業者が上記各区分に重複して該当する場合は、便宜上、A→B→C→D→Eの順に回答することとし、重複回答はしないでください。また、回答に当たっては、以下の点に留意してください。

①令和3年5月1日現在の状況を回答します。したがって、進学、入学した者が5月1日までに退学した場合、就職した者が5月1日までに退職した場合は進学者、入学者、就職者として扱いません。なお、卒業時から令和3年5月1日までの状況の変更について把握できない場合は、卒業時の状況を回答してください。

②上記A、B、C及びDに該当する者で、就職している者は必ず（再掲）「左記A、B、C、Dのうち就職している者」に回答してください。なお、この場合の「就職している者」とは、「E 就職者等」のうち「自営業主等」、「無期雇用労働者」、「有期雇用労働者（雇用契約期間が一年以上の者）」のうち雇用契約期間が1年以上かつフルタイム勤務相当の者を指します。「有期雇用労働者（雇用契約期間が一年以上の者）」でも雇用契約期間が1年未満の者又は短時間勤務の者、「臨時労働者」に分類される者は「左記A、B、C、Dのうち就職している者」として再掲する必要はありません。

③「有期雇用労働者（雇用契約期間が一か月以上の者）」に該当する者で、雇用契約期間が1年以上かつフルタイム勤務相当の者は「（再掲）左記E有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者」に回答します。「フルタイム勤務相当の者」とは、1週間の所定労働時間がおおむね40～30時間程度の者を指します。

○「6」の卒業者総数のうち大学（学部）、短期大学（本科）への入学志願者数（再掲）（項目7）

1. 大学（学部）又は短期大学（本科）へ願書を提出した者（就職して願書を提出した者を含む。）の実数を回答します。同一人が2校（学部・学科）以上に願書を提出した場合も1名として回答します。例えば、同一人が2校（学部・学科）以上に入学を志願して、そのいくつかの学校（学部・学科）に合格した場合は、実際に進学した方に回答し、また、いずれの学校（学部・学科）にも不合格の場合は第一志望の方に回答します。

○令和元年度間以前卒業者のうち本年度大学（学部）、短期大学（本科）への入学志願者数（項目8）

1. 令和元年度間以前の当校の通信制課程卒業者のうち本年度大学（学部）又は短期大学（本科）へ入学を志願した者の実数を、令和元年度間卒業者（いわゆる1浪）と平成30年度間以前卒業者（いわゆる2浪以上）の別に回答します。なお、入学志願者の回答の方法については、上記「7」の説明を参照してください。

○就職先の産業別就職者数（項目9）

1. 「就職者」（「6」の「自営業主等」、「無期雇用労働者」、「（再掲）左記A、B、C、Dのうち就職している者」及び「（再掲）左記E有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者」。以下同じ。）の就職先の事業所の主な産業種類を別表1「日本標準産業分類（抄）」（27ページ）によって分類します。例えば、電気機械器具の製造会社で事務を執っている場合は「製造業」に分類します。支店・支社に就職した場合はその支店や支社の主な産業によって分類します。

「就職者」の対象範囲

学 科 名		性 別		6 状 況 別 卒 業 者 数（令和2年度間《令和2年4月1日から令和3年3月31日まで》の当校の通信制課程卒業者）															（再掲）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
				A 大学等進学者					B 専修学校等進学者		C 専修学校等進学者		D 専修学校等進学者		E 有期雇用労働者		F 左記以外の者		G 不詳・死亡の者		計 （卒業生数）	左記A、B、C、Dのうち就職している者				左記Eのうち就職している者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
				大学（学部）	短期大学（本科）	大学（学部）	短期大学（本科）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）		専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）		専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専修学校（専門課程）	専

点線部分が「就職者」

○職業別就職者数（項目10）

1. 「就職者」個人の仕事の種類を別表2「日本標準職業分類（抄）」（34ページ）によって分類します。例えば、電気機械器具の製造会社で事務を執っている場合は「事務従事者」の欄に分類します。
2. 「専門的・技術的職業従事者」とは、高度の専門的水準において、科学的知識を応用し、技術的な業務に従事する者及び教育・芸術・宗教・法律その他の専門的性質の業務に従事する者をいいます。この業務を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とするので中等教育学校卒

業後すぐにこの職業に従事する者は少ないです。また、この職業分類のうち国家試験合格や資格・免許を有していることを必要とする職業については、これらの資格・免許をもたないで類似した職務に就いていても「専門的・技術的職業従事者」とはせず、「生産工程従事者」又は「サービス職業従事者」等に分類します。

3. 「計のうち、自家・自営業に就いた者」には、継続的に本業として自家業に従事する者又は自営業を営む者の数を再掲として回答します。なお、家業が会社組織となっている場合は自家・自営業として扱いません。なお、「計のうち、職業安定所又は学校を通じて就職した者」と「計のうち、自家・自営業に就いた者」とに同一人について重複回答のないようにしてください。

○就職先の都道府県別就職者数（項目 1 1）

1. 「就職者」の就職先の事業所の所在する都道府県によって分類します。
2. 「その他」には、国外勤務者及び不詳の者を回答します。

日本標準産業分類（抄）平成 25 年 10 月改訂

※日本標準産業分類の詳細については、

政府統計の総合窓口 (<https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/htoukeib.do>) で閲覧することができます。（どの産業に分類されるかをキーワード検索することも可能です。）

A 農業、林業

農業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所（農業）, 耕種農業, 畜産農業, 農業サービス業（園芸サービス業を除く）, 園芸サービス業

林業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所（林業）, 育林業, 素材生産業, 特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）, 林業サービス業, その他の林業

B 漁業

漁業（水産養殖業を除く） — 管理, 補助的経済活動を行う事業所（漁業）, 海面漁業, 内水面漁業

水産養殖業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所（水産養殖業）, 海面養殖業, 内水面養殖業

C 鉱業、採石業、砂利採取業

鉱業、採石業、砂利採取業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所（鉱業, 採石業, 砂利採取業）, 金属鉱業, 石炭・亜炭鉱業, 原油・天然ガス鉱業, 採石業, 砂・砂利・玉石採取業, 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）, その他の鉱業

D 建設業

総合工事業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所（総合工事業）, 一般土木建築工事業, 土木工事業（舗装工事業を除く）, 舗装工事業, 建築工事業（木造建築工事業を除く）, 木造建築工事業, 建築リフォーム工事業

職別工事業（設備工事業を除く） — 管理, 補助的経済活動を行う事業所（職別工事業）, 大工工事業, とび・土工・コンクリート工事業, 鉄骨・鉄筋工事業, 石工・れんが・タイル・ブロック工事業, 左官工事業, 板金・金物工事業, 塗装工事業, 床・内装工事業, その他の職別工事業

設備工事業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所（設備工事業）, 電気工事業, 電気通信・信号装置工事業, 管工事業（さく井工事業を除く）, 機械器具設置工事業, その他の設備工事業

E 製造業

食料品製造業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所（食料品製造業）, 畜産食料品製造業, 水産食料品製造業, 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業, 調味料製造業, 糖類製造業, 精穀・製粉業, パン・菓子製造業, 動植物油脂製造業, その他の食料品製造業

飲料・たばこ・飼料製造業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所（飲料・たばこ・飼料製造業）, 清涼飲料製造業, 酒類製造業, 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）, 製氷業, たばこ製造業, 飼料・有機質肥料製造業

繊維工業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所（繊維工業）, 製糸業, 紡績業, 化学繊維・ねん糸等製造業, 織物業, ニット生地製造業, 染色整理業, 綱・網・レース・繊維粗製品製造業, 外衣・シャツ製造業（和式を除く）, 下着類製造業, 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業, その他の繊維製品製造業

木材・木製品製造業（家具を除く） — 管理，補助的経済活動を行う事業所（木材・木製品製造業），製材業，木製品製造業，造作材・合板・建築用組立材料製造業，木製容器製造業（竹，とうを含む），その他の木製品製造業（竹，とうを含む）

家具・装備品製造業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（家具・装備品製造業），家具製造業，宗教用具製造業，建具製造業，その他の家具・装備品製造業

パルプ・紙・紙加工品製造業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（パルプ・紙・紙加工品製造業），パルプ製造業，紙製造業，加工紙製造業，紙製品製造業，紙製容器製造業，その他のパルプ・紙・紙加工品製造業

印刷・同関連業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（印刷・同関連業），印刷業，製版業，製本業，印刷物加工業，印刷関連サービス業

化学工業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（化学工業），化学肥料製造業，無機化学工業製品製造業，有機化学工業製品製造業，油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業，医薬品製造業，化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業，その他の化学工業

石油製品・石炭製品製造業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（石油製品・石炭製品製造業），石油精製業，潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの），コークス製造業，舗装材料製造業，その他の石油製品・石炭製品製造業

プラスチック製品製造業（別掲を除く） — 管理，補助的経済活動を行う事業所（プラスチック製品製造業），プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業，プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業，工業用プラスチック製品製造業，発泡・強化プラスチック製品製造業，プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む），その他のプラスチック製品製造業

ゴム製品製造業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（ゴム製品製造業），タイヤ・チューブ製造業，ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業，ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業，その他のゴム製品製造業

なめし革・同製品・毛皮製造業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（なめし革・同製品・毛皮製造業），なめし革製造業，工業用革製品製造業（手袋を除く），革製履物用材料・同附属品製造業，革製履物製造業，革製手袋製造業，かばん製造業，袋物製造業，毛皮製造業，その他のなめし革製品製造業

窯業・土石製品製造業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（窯業・土石製品製造業），ガラス・同製品製造業，セメント・同製品製造業，建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く），陶磁器・同関連製品製造業，耐火物製造業，炭素・黒鉛製品製造業，研磨材・同製品製造業，骨材・石工品等製造業，その他の窯業・土石製品製造業

鉄鋼業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（鉄鋼業），製鉄業，製鋼・製鋼圧延業，製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く），表面処理鋼材製造業，鉄素形材製造業，その他の鉄鋼業

非鉄金属製造業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（非鉄金属製造業），非鉄金属第1次製錬・精製業，非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む），非鉄金属・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む），電線・ケーブル製造業，非鉄金属素形材製造業，その他の非鉄金属製造業

金属製品製造業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（金属製品製造業），ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業，洋食器・刃物・手道具・金物類製造業，暖房・調理等装置・配管工事用附属品製造業，建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む），金属素形材製品製造業，金属被覆・彫刻業，熱処理業（ほうろろ鉄器を除く），金属線製品製造業（ねじ類を除く），ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業，その他の金属製品製造業

はん用機械器具製造業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (はん用機械器具製造業), ボイラ・原動機製造業, ポンプ・圧縮機器製造業, 一般産業用機械・装置製造業, その他のはん用機械・同部分品製造業

生産用機械器具製造業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (生産用機械器具製造業), 農業用機械製造業 (農業用器具を除く), 建設機械・鉱山機械製造業, 繊維機械製造業, 生活関連産業用機械製造業, 基礎素材産業用機械製造業, 金属加工機械製造業, 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業, その他の生産用機械・同部分品製造業

業務用機械器具製造業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (業務用機械器具製造業), 事務用機械器具製造業, サービス用・娯楽用機械器具製造業, 計量器・測定器・分析機器・試験器・測量機械器具・理化学機械器具製造業, 医療用機械器具・医療用品製造業, 光学機械器具・レンズ製造業, 武器製造業

電子部品・デバイス・電子回路製造業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (電子部品・デバイス・電子回路製造業), 電子デバイス製造業, 電子部品製造業, 記録メディア製造業, 電子回路製造業, ユニット部品製造業, その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

電気機械器具製造業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (電気機械器具製造業), 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業, 産業用電気機械器具製造業, 民生用電気機械器具製造業, 電球・電気照明器具製造業, 電池製造業, 電子応用装置製造業, 電気計測器製造業, その他の電気機械器具製造業

情報通信機械器具製造業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (情報通信機械器具製造業), 通信機械器具・同関連機械器具製造業, 映像・音響機械器具製造業, 電子計算機・同附属装置製造業

輸送用機械器具製造業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (輸送用機械器具製造業), 自動車・同附属品製造業, 鉄道車両・同部分品製造業, 船舶製造・修理業, 船用機関製造業, 航空機・同附属品製造業, 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業, その他の輸送用機械器具製造業

その他の製造業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (その他の製造業), 貴金属・宝石製品製造業, 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業 (貴金属・宝石製を除く), 時計・同部分品製造業, 楽器製造業, がん具・運動用具製造業, ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業, 漆器製造業, 畳等生活雑貨製品製造業, 他に分類されない製造業

F 電気・ガス・熱供給・水道業

電気業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (電気業), 電気業

ガス業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (ガス業), ガス業

熱供給業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (熱供給業), 熱供給業

水道業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (水道業), 上水道業, 工業用水道業, 下水道業

G 情報通信業

通信業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (通信業), 固定電気通信業, 移動電気通信業, 電気通信に附帯するサービス業

放送業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (放送業), 公共放送業 (有線放送業を除く), 民間放送業 (有線放送業を除く), 有線放送業

情報サービス業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (情報サービス業), ソフトウェア業, 情報処理・提供サービス業

インターネット附随サービス業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (インターネット附随サービス業), インターネット附随サービス業

映像・音声・文字情報制作業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（映像・音声・文字情報制作業），映像情報制作・配給業，音声情報制作業，新聞業，出版業，広告制作業，映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業

H 運輸業，郵便業

鉄道業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（鉄道業），鉄道業

道路旅客運送業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（道路旅客運送業），一般乗合旅客自動車運送業，一般乗用旅客自動車運送業，一般貸切旅客自動車運送業，その他の道路旅客運送業

道路貨物運送業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（道路貨物運送業），一般貨物自動車運送業，特定貨物自動車運送業，貨物軽自動車運送業，集配利用運送業，その他の道路貨物運送業

水運業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（水運業），外航海運業，沿海海運業，内陸水運業，船舶貸渡業

航空運輸業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（航空運輸業），航空運送業，航空機使用業（航空運送業を除く）

倉庫業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（倉庫業），倉庫業（冷蔵倉庫業を除く），冷蔵倉庫業

運輸に附帯するサービス業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（運輸に附帯するサービス業），港湾運送業，貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く），運送代理店，こん包業，運輸施設提供業，その他の運輸に附帯するサービス業

郵便業（信書便事業を含む） — 管理，補助的経済活動を行う事業所（郵便業），郵便業（信書便事業を含む）

I 卸売業，小売業

各種商品卸売業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（各種商品卸売業），各種商品卸売業

繊維・衣服等卸売業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（繊維・衣服等卸売業），繊維品卸売業（衣服，身の回り品を除く），衣服卸売業，身の回り品卸売業

飲食料品卸売業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（飲食料品卸売業），農畜産物・水産物卸売業，食料・飲料卸売業

建築材料，鉱物・金属材料等卸売業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（建築材料，鉱物・金属材料等卸売業），建築材料卸売業，化学製品卸売業，石油・鉱物卸売業，鉄鋼製品卸売業，非鉄金属卸売業，再生資源卸売業

機械器具卸売業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（機械器具卸売業），産業機械器具卸売業，自動車卸売業，電気機械器具卸売業，その他の機械器具卸売業

その他の卸売業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（その他の卸売業），家具・建具・じゅう器等卸売業，医薬品・化粧品等卸売業，紙・紙製品卸売業，他に分類されない卸売業

各種商品小売業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（各種商品小売業），百貨店，総合スーパー，その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）

織物・衣服・身の回り品小売業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（織物・衣服・身の回り品小売業），呉服・服地・寝具小売業，男子服小売業，婦人・子供服小売業，靴・履物小売業，その他の織物・衣服・身の回り品小売業

飲食料品小売業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（飲食料品小売業），各種食料品小売業，野菜・果実小売業，食肉小売業，鮮魚小売業，酒小売業，菓子・パン小売業，その他の飲食料品小売業

機械器具小売業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（機械器具小売業），自動車小売業，自転車小売業，機械器具小売業（自動車，自転車を除く）

その他の小売業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (その他の小売業), 家具・建具・畳小売業, じゅう器小売業, 医薬品・化粧品小売業, 農耕用品小売業, 燃料小売業, 書籍・文房具小売業, スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業, 写真機・時計・眼鏡小売業, 他に分類されない小売業

無店舗小売業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (無店舗小売業), 通信販売・訪問販売小売業, 自動販売機による小売業, その他の無店舗小売業

J 金融業, 保険業

銀行業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (銀行業), 中央銀行, 銀行 (中央銀行を除く)

協同組織金融業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (協同組織金融業), 中小企業等金融業, 農林水産金融業

貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関), 貸金業, 質屋, クレジットカード業, 割賦金融業, その他の非預金信用機関

金融商品取引業, 商品先物取引業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (金融商品取引業, 商品先物取引業), 金融商品取引業, 商品先物取引業, 商品投資顧問業

補助的金融業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (補助的金融業等), 補助的金融業, 金融附帯業, 信託業, 金融代理業

保険業 (保険媒介代理業, 保険サービス業を含む) — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (保険業), 生命保険業, 損害保険業, 共済事業, 少額短期保険業, 保険媒介代理業, 保険サービス業

K 不動産業, 物品賃貸業

不動産取引業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (不動産取引業), 建物売買業, 土地売買業, 不動産代理業・仲介業

不動産賃貸業・管理業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (不動産賃貸業・管理業), 不動産賃貸業 (貸家業, 貸間業を除く), 貸家業, 貸間業, 駐車場業, 不動産管理業

物品賃貸業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (物品賃貸業), 各種物品賃貸業, 産業用機械器具賃貸業, 事務用機械器具賃貸業, 自動車賃貸業, スポーツ・娯楽用品賃貸業, その他の物品賃貸業

L 学術研究, 専門・技術サービス業

学術・開発研究機関 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (学術・開発研究機関), 自然科学研究所, 人文・社会科学研究所

専門サービス業 (他に分類されないもの) — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (専門サービス業), 法律事務所, 特許事務所, 公証人役場, 司法書士事務所, 土地家屋調査士事務所, 行政書士事務所, 公認会計士事務所, 税理士事務所, 社会保険労務士事務所, デザイン業, 著述・芸術家業, 経営コンサルタント業, 純粋持株会社, その他の専門サービス業

広告業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (広告業), 広告業

技術サービス業 (他に分類されないもの) — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (技術サービス業), 獣医業, 土木建築サービス業, 機械設計業, 商品・非破壊検査業, 計量証明業, 写真業, その他の技術サービス業

M 宿泊業, 飲食サービス業

宿泊業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (宿泊業), 旅館, ホテル, 簡易宿所, 下宿業, その他の宿泊業

飲食店 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (飲食店), 食堂, レストラン (専門料理店を除く), 専門料理店, そば・うどん店, すし店, 酒場, ビヤホール, バー, キャバレー, ナイトクラブ, 喫茶店, その他の飲食店

持ち帰り・配達飲食サービス業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (持ち帰り・配達飲食サービス業), 持ち帰り飲食サービス業, 配達飲食サービス業

N 生活関連サービス業, 娯楽業

洗濯・理容・美容・浴場業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (洗濯・理容・美容・浴場業), 洗濯業, 理容業, 美容業, 一般公衆浴場業, その他の公衆浴場業, その他の洗濯・理容・美容・浴場業

その他の生活関連サービス業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (その他の生活関連サービス業), 旅行業, 家事サービス業, 衣服裁縫修理業, 物品預り業, 火葬・墓地管理業, 冠婚葬祭業, 他に分類されない生活関連サービス業

娯楽業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (娯楽業), 映画館, 興行場 (別掲を除く), 興行団, 競輪・競馬等の競走場, 競技団, スポーツ施設提供業, 公園, 遊園地, 遊戯場, その他の娯楽業

O 教育, 学習支援業

学校教育 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (学校教育), 幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 中等教育学校, 特別支援学校, 高等教育機関, 専修学校, 各種学校, 学校教育支援機関, 幼保連携型認定こども園

その他の教育, 学習支援業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (その他の教育, 学習支援業), 社会教育, 職業・教育支援施設, 学習塾, 教養・技能教授業, 他に分類されない教育, 学習支援業

P 医療, 福祉

医療業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (医療業), 病院, 一般診療所, 歯科診療所, 助産・看護業, 療術業, 医療に附随するサービス業

保健衛生 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (保健衛生), 保健所, 健康相談施設, その他の保健衛生

社会保険・社会福祉・介護事業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (社会保険・社会福祉・介護事業), 社会保険事業団体, 福祉事務所, 児童福祉事業, 老人福祉・介護事業, 障害者福祉事業, その他の社会保険・社会福祉・介護事業

Q 複合サービス事業

郵便局 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (郵便局), 郵便局, 郵便局受託業

協同組合 (他に分類されないもの) — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (協同組合), 農林水産業協同組合 (他に分類されないもの), 事業協同組合 (他に分類されないもの)

R サービス業 (他に分類されないもの)

廃棄物処理業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (廃棄物処理業), 一般廃棄物処理業, 産業廃棄物処理業, その他の廃棄物処理業

自動車整備業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (自動車整備業), 自動車整備業

機械等修理業 (別掲を除く) — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (機械等修理業), 機械修理業 (電気機械器具を除く), 電気機械器具修理業, 表具業, その他の修理業

職業紹介・労働者派遣業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (職業紹介・労働者派遣業), 職業紹介業, 労働者派遣業

その他の事業サービス業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (その他の事業サービス業), 速記・ワープロ入力・複写業, 建物サービス業, 警備業, 他に分類されない事業サービス業

政治・経済・文化団体 — 経済団体，労働団体，学術・文化団体，政治団体，他に分類されない非営利的団体

宗教 — 神道系宗教，仏教系宗教，キリスト教系宗教，その他の宗教

その他のサービス業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（その他のサービス業），集会場，と畜場，他に分類されないサービス業

外国公務 — 外国公館，その他の外国公務

S 公務（他に分類されるものを除く）

国家公務 — 立法機関，司法機関，行政機関

地方公務 — 都道府県機関，市町村機関

T 分類不能の産業

分類不能の産業 — 分類不能の産業

日本標準職業分類（抄）平成 21 年 12 月改訂

※日本標準職業分類の詳細については、

政府統計の総合窓口 (<https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/htoukeib.do>) で閲覧することができます。（どの職業に分類されるかをキーワード検索することも可能です。）

B 専門的・技術的職業従事者

研究者 — 自然科学系研究者，人文・社会科学系等研究者

農林水産技術者 — 農林水産技術者

製造技術者（開発） — 食品技術者（開発），電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発），機械技術者（開発），自動車技術者（開発），輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発），金属技術者（開発），化学技術者（開発），その他の製造技術者（開発）

製造技術者（開発を除く） — 食品技術者（開発を除く），電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発を除く），機械技術者（開発を除く），自動車技術者（開発を除く），輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発を除く），金属技術者（開発を除く），化学技術者（開発を除く），その他の製造技術者（開発を除く）

建築・土木・測量技術者 — 建築技術者，土木技術者，測量技術者

情報処理・通信技術者 — システムコンサルタント，システム設計者，情報処理プロジェクトマネージャ，ソフトウェア作成者，システム運用管理者，通信ネットワーク技術者，その他の情報処理・通信技術者

その他の技術者 — その他の技術者

医師，歯科医師，獣医師，薬剤師 — 医師，歯科医師，獣医師，薬剤師

保健師，助産師，看護師 — 保健師，助産師，看護師（准看護師を含む）

医療技術者 — 診療放射線技師，臨床工学技士，臨床検査技師，理学療法士，作業療法士，視能訓練士，言語聴覚士，歯科衛生士，歯科技工士

その他の保健医療従事者 — 栄養士，あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師，他に分類されない保健医療従事者

社会福祉専門職業従事者 — 福祉相談指導専門員，福祉施設指導専門員，保育士，その他の社会福祉専門職業従事者

法務従事者 — 裁判官，検察官，弁護士，弁理士，司法書士，その他の法務従事者

経営・金融・保険専門職業従事者 — 公認会計士，税理士，社会保険労務士，金融・保険専門職業従事者，その他の経営・金融・保険専門職業従事者

教員 — 幼稚園教員，小学校教員，中学校教員，高等学校教員，中等教育学校教員，特別支援学校教員，高等専門学校教員，大学教員，その他の教員

宗教家 — 宗教家

著述家，記者，編集者 — 著述家，記者，編集者

美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者 — 彫刻家，画家，書家，工芸美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者

音楽家、舞台芸術家 — 音楽家、舞踊家、俳優、演出家、演芸家

その他の専門的職業従事者 — 図書館司書、学芸員、カウンセラー（医療・福祉施設を除く）、個人教師、職業スポーツ従事者、通信機器操作従事者、他に分類されない専門的職業従事者

C 事務従事者

一般事務従事者 — 庶務事務員、人事事務員、企画事務員、受付・案内事務員、秘書、電話応接事務員、総合事務員、その他の一般事務従事者

会計事務従事者 — 現金出納事務員、預・貯金窓口事務員、経理事務員、その他の会計事務従事者

生産関連事務従事者 — 生産現場事務員、出荷・受荷事務員

営業・販売事務従事者 — 営業・販売事務員、その他の営業・販売事務従事者

外勤事務従事者 — 集金人、調査員、その他の外勤事務従事者

運輸・郵便事務従事者 — 旅客・貨物係事務員、運行管理事務員、郵便事務員

事務用機器捜査員 — パーソナルコンピュータ操作員、データ・エントリ装置操作員、電子計算機オペレーター（パーソナルコンピュータを除く）、その他の事務用機器操作員

D 販売従事者

商品販売従事者 — 小売店主・店長、卸売店主・店長、販売店員、商品訪問・移動販売従事者、再生資源回収・卸売従事者、商品仕入外交員

販売類似職業従事者 — 不動産仲介・売買人、保険代理・仲立人（ブローカー）、有価証券売買・仲立人、金融仲立人、質屋店主・店員、その他の販売類似職業従事者

営業職業従事者 — 食料品営業職業従事者、化学品営業職業従事者、医薬品営業職業従事者、機械器具営業職業従事者（通信機械器具を除く）、通信・システム営業職業従事者、金融・保険営業職業従事者、不動産営業職業従事者、その他の営業職業従事者

E サービス職業従事者

家庭生活支援サービス職業従事者 — 家政婦（夫）、家事手伝い、その他の家庭生活支援サービス職業従事者

介護サービス職業従事者 — 介護職員（医療・福祉施設等）、訪問介護従事者

保健医療サービス職業従事者 — 看護助手、歯科助手、その他の保健医療サービス職業従事者

生活衛生サービス職業従事者 — 理容師、美容師、美容サービス従事者（美容師を除く）、浴場従事者、クリーニング職、洗張職

飲食物調理従事者 — 調理人、バーテンダー

接客・給仕職業従事者 — 飲食店主・店長、旅館主・支配人、飲食物給仕従事者、身の回り世話従事者、接客社交従事者、芸者、ダンサー、娯楽場等接客員

居住施設・ビル等管理人 — マンション・アパート・下宿管理人、寄宿舍・寮管理人、ビル管理人、駐車場管理人

その他のサービス職業従事者 — 旅行・観光案内人、物品一時預り人、物品賃貸人、広告宣伝員、葬儀師、火葬作業員、他に分類されないサービス職業従事者

F 保安職業従事者

自衛官 — 陸上自衛官，海上自衛官，航空自衛官，防衛大学校・防衛医科大学校学生

司法警察職員 — 警察官，海上保安官，その他の司法警察職員

その他の保安職業従事者 — 看守，消防員，警備員，他に分類されない保安職業従事者

G 農林漁業従事者（※＜＞は学校基本調査における分類。以下同じ。）

<G-1 農林業従事者>

農業従事者 — 農耕従事者，養畜従事者，植木職，造園師，その他の農業従事者

林業従事者 — 育林従事者，伐木・造材・集材従事者，その他の林業従事者

<G-2 漁業従事者>

漁業従事者 — 漁労従事者，船長・航海士・機関長・機関士（漁労船），海藻・貝採取従事者，水産養殖従事者，その他の漁業従事者

H 生産工程従事者

<H-1 製造・加工従事者>

生産設備制御・監視従事者（金属製品） — 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員，鋳物製造・鍛造設備制御・監視員，金属工作設備制御・監視員，金属プレス設備制御・監視員，鉄工・製缶設備制御・監視員，板金設備制御・監視員，金属彫刻・表面処理設備制御・監視員，金属溶接・溶断設備制御・監視員，その他の生産設備制御・監視従事者（金属製品）

生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く） — 化学製品生産設備制御・監視員，窯業・土石製品生産設備制御・監視員，食料品生産設備制御・監視員，飲料・たばこ生産設備制御・監視員，繊維・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員，木・紙製品生産設備制御・監視員，印刷・製本設備制御・監視員，ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員，その他の生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）

製品製造・加工処理従事者（金属製品） — 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者，鋳物製造・鍛造従事者，金属工作機械作業従事者，金属プレス従事者，鉄工，製缶従事者，板金従事者，金属彫刻・表面処理従事者，金属溶接・溶断従事者，その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）

製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く） — 化学製品製造従事者，窯業・土石製品製造従事者，食料品製造従事者，飲料・たばこ製造従事者，繊維・衣服・繊維製品製造従事者，木・紙製品製造従事者，印刷・製本従事者，ゴム・プラスチック製品製造従事者，その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）

<H-2 機械組立従事者>

機械組立設備制御・監視従事者 — はん用・生産用・業務用機械器具組立設備制御・監視員，電気機械器具組立設備制御・監視員，自動車組立設備制御・監視員，輸送機械組立設備制御・監視員（自動車を除く），計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員

機械組立従事者 — はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者，電気機械器具組立従事者，自動車組立従事者，輸送機械組立従事者（自動車を除く），計量計測機器・光学機械器具組立従事者

<H-3 整備修理従事者>

機械整備・修理従事者 — はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者，電気機械器具整備・修理従事者，自動車整備・修理従事者，輸送機械整備・修理従事者（自動車を除く），計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者

＜Ｈ－４ 検査従事者＞

製品検査従事者（金属製品）－ 金属材料検査従事者，金属加工・溶接・溶断検査従事者

製品検査従事者（金属製品を除く）－ 化学製品検査従事者，窯業・土石製品検査従事者，食料品検査従事者，飲料・たばこ検査従事者，繊維・衣服・繊維製品検査従事者，木・紙製品検査従事者，印刷・製本検査従事者，ゴム・プラスチック製品検査従事者，その他の製品検査従事者（金属製品を除く）

機械検査従事者－ はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者，電気機械器具検査従事者，自動車検査従事者，輸送機械検査従事者（自動車を除く），計量計測機器・光学機械器具検査従事者

＜Ｈ－５ その他＞

生産関連・生産類似作業従事者－ 生産関連作業従事者，生産類似作業従事者

Ⅰ 輸送・機械運転従事者

鉄道運転従事者－ 電車運転士，その他の鉄道運転従事者

自動車運転従事者－ バス運転者，乗用自動車運転者，貨物自動車運転者，その他の自動車運転従事者

船舶・航空機運転従事者－ 船長（漁労船を除く），航海士・運航士（漁労船を除く），水先人，船舶機関長・機関士（漁労船を除く），航空機操縦士

その他の輸送従事者－ 車掌，鉄道輸送関連業務従事者，甲板員，船舶技士，船舶機関員，他に分類されない輸送従事者

定置・建設機械運転従事者－ 発電員，変電員，ボイラー・オペレーター，クレーン・ウインチ運転従事者，ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転従事者，建設・さく井機械運転従事者，採油・天然ガス採取機械運転従事者，その他の定置・建設機械運転従事者

Ⅱ 建設・採掘従事者

建設躯体工事従事者－ 型枠大工，とび職，鉄筋作業従事者

建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）－ 大工，ブロック積・タイル張従事者，屋根ふき従事者，左官，畳職，配管従事者，その他の建設従事者

電気工事従事者－ 送電線架線・敷設従事者，配電線架線・敷設従事者，通信線架線・敷設従事者，電気通信設備工事従事者，その他の電気工事従事者

土木作業従事者－ 土木従事者，鉄道線路工事従事者，ダム・トンネル掘削従事者

採掘従事者－ 採鉱員，石切出従事者，砂利・砂・粘土採取従事者，その他の採掘従事者

Ⅲ 運搬・清掃・包装等従事者 ＜運搬・清掃等従事者＞

運搬従事者－ 郵便・電報外務員，船内・沿岸荷役従事者，陸上荷役・運搬従事者，倉庫作業従事者，配達員，荷造従事者

清掃従事者－ ビル・建物清掃員，ハウスクリーニング職，道路・公園清掃員，ごみ・し尿処理従事者，産業廃棄物処理従事者，その他の清掃従事者

包装従事者－ 包装従事者，その他の運搬・清掃・包装等従事者

Ⅳ 分類不能の職業－ 分類不能の職業